



広報

かいたこの

56年
4

昭和56年4月10日 通巻213号 毎月10日発行 編集と発行 - 交野市役所総務部 ☎ 92-0121



交野八景シリーズ

みょうけんかんとう 妙見の觀桜

原田市長 市政方針を表明	2・3
56年度一般会計のあらまし	4・5
保育料の改正	7
交野市駅周辺生活ゾーン規制	9
4月から毎月第3火曜日は	
1歳6か月児健康診査の日	10
国民健康保険 保険税が保険料に変わる	11
スナップ・お知らせ	12・13
ひろば — 部員・会員募集など	14・15

自然と風土・歴史が生きる

「個性豊かなまちづくり」「など

5つの目標

56年第2回議会定例会（3月9日から26日まで）の開会冒頭、原田市長から「個性豊かな交野市をつくり育てる」ことを目標とした新年度の市政執行の方針と、施策の概要について説明がありました。

その内容は次のとおりです。

住民参加の市政

参加デモクラシーの発展

56年度は、政府の地方財政計画において、前年比7%増と厳しく予え置かれており、引続いての低経済成長下の不況の見通しなど、極めて困難な状況下にあります。

このようない状況下にあって、本市財政体質の健全化を図りつつ、街づくりの諸政策を前進し、市民の要望に応えなければならない、

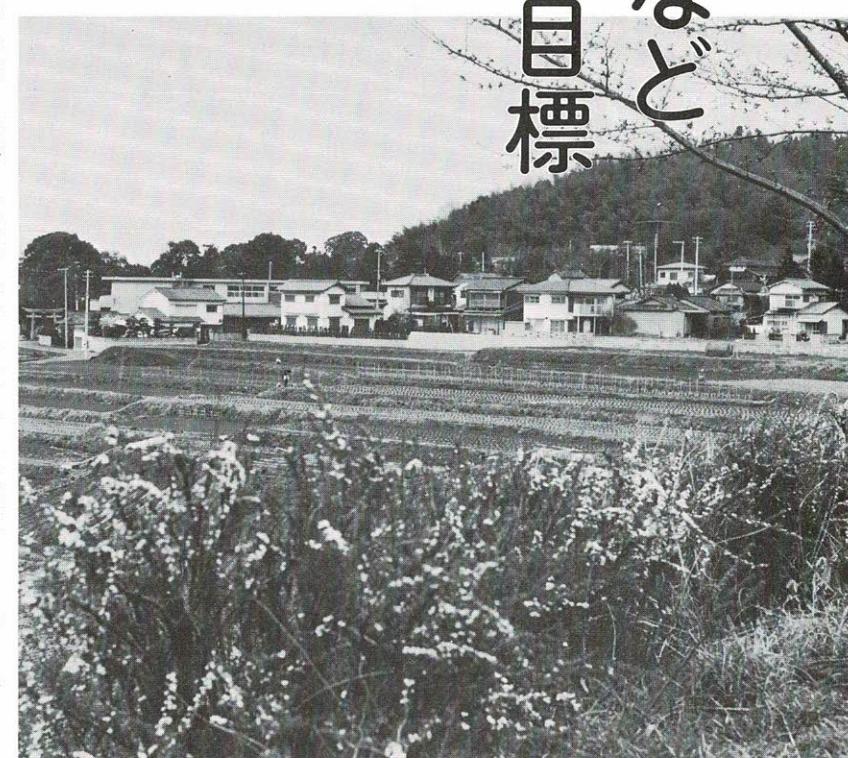
苦難の多い年であろうと覚悟を新たにいたしております。

特に今年11月には、市政施行10周年の記念すべき日を迎えますところから、55年度以来、60年をめざす「市民が愛着をもち、定住意欲を高める魅力あるまち」、「都市と社会になり果てる恐れがあります。

良い「教育環境」の創造

民族の大移動を想わせる産業・経済・労働人口の都市集中現象から派生した本市のような人口急増による多様な思想と生活意識や習慣の相違に加えて、マイホームがつくりだされることは大変です。

私たちのまちが古代から伝承されてきた歴史的経過をふまえて、その良さを次の世代に引継ぐ努力を尽くすとともに、豊かな緑と優れた生活空間を大切にして、「良い居住環境」と「人間関係の温い」ことをめざして、次の5つの目標



個性豊かなまちづくり

5つの目標

都市には目標が必要です。都市は住民の共同体でなければなりません。大和朝廷建国の功臣物部氏が、初期の本拠地としたところといわれ、以降奈良・平安朝期にわたる

このからに閉じこもる排他意識などを内包した共同性に欠ける地域の価値ある個性豊かなまち」は、4世紀のこ

ものではないかと、非常に心配するところでございます。

特に子供たちにとっては、それぞれの家庭環境とともに、社会環境・教育環境の良否は直接的に重大な影響を及ぼします。

特に子供たちにとっては、それぞれの家庭環境とともに、社会環境・教育環境の良否は直接的に重大な影響を及ぼします。

地域がもつ個性を発展しつつ、人々がもつ個性を発展しつつ、人間的なふれあいのある地域共同体を育成して、「良い生活空間」と「良い教育環境」を創造することをめざして地域市民と一体となって努力いたします。

さらに、先住祖先が幾世代をかけて育て残してくれた優れた山地自然景勝と、豊かな緑を保全します。

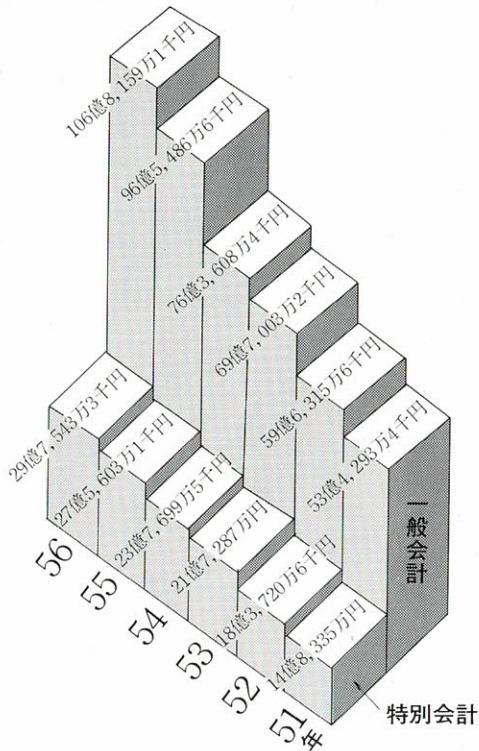
文化遺産とともに、自ら誇りうる歴史と文化的風土を継承しております。

私たちのまちが古代から伝承されてきた歴史的経過をふまえて、その良さを次の世代に引継ぐ努力を尽くすとともに、豊かな緑と優れた生活空間を大切にして、「良い居住環境」と「人間関係の温い」ことをめざして、次の5つの目標

な地域社会の形成

8,159万円

一般会計・特別会計(公営企業含む)当初予算の比較



「創造的で個性豊かな地域社会」をめざす、交野市の56年度当初予算が決まりました。

予算は、その年度の事業をすすめるための経費をあらわしたものです。

市民生活に大きな影響をおよぼす市の予算は、市民みなさんにとってぜひ知っておかなければならぬ行政資料のもっとも大切なものの一つです。

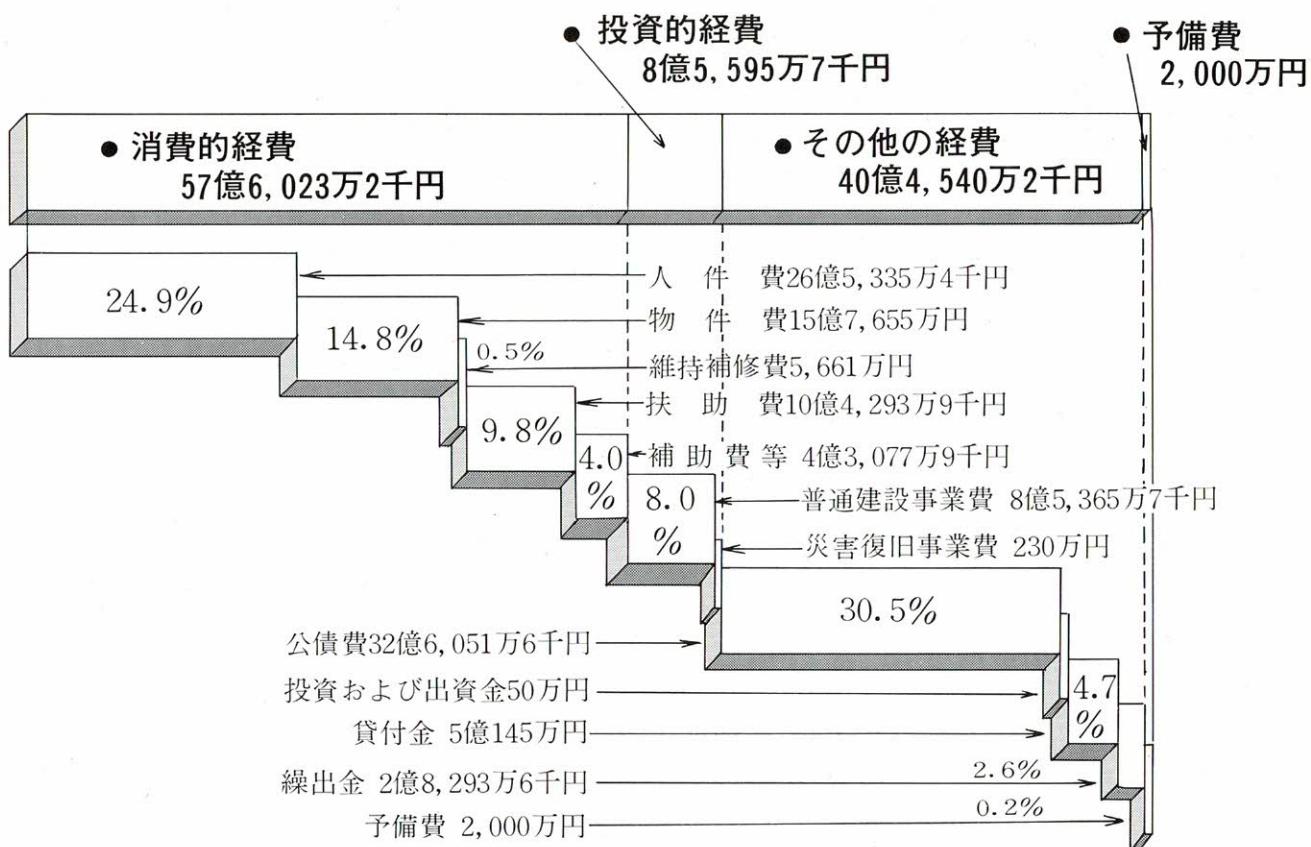
市民生活に最も関係の深い一般会計は、前年度の当初予算より10.6%の伸びにとどまり、106億8,159万1,000円となっています。

歳入では、市税は若干の伸びが見込めるものの、起債は前年度と同様一部発行制限を受けるとともに、頼みとする地方交付税についても、56年の国勢調査による基礎数値の置き換えなどにより大幅な伸びは見込めない状況ですが歳入の確保に努めます。

歳出では、経常経費の節減・政策的経費への重点配分などを行い、最大の効果を上げるよう効率的な行財政運営に努めます。

56年度の予算のあらましを紹介します。

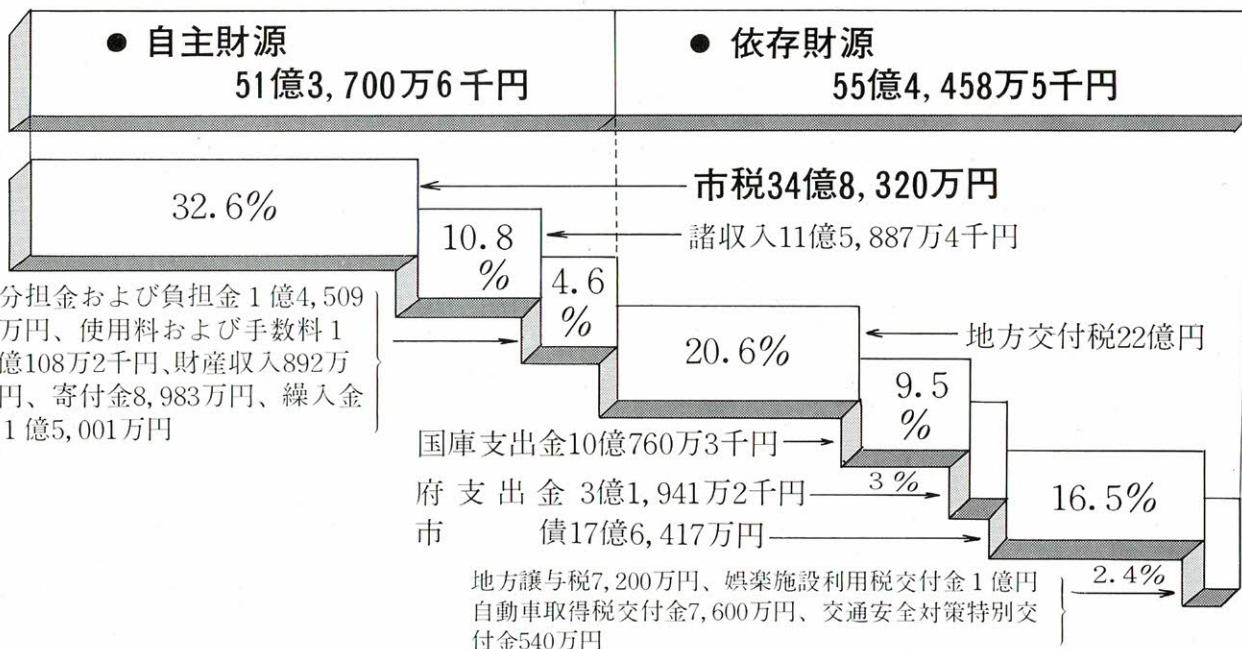
歳出(つかうお金)



56年度
一般会計の
あらまし

創造的で個性豊か 106億

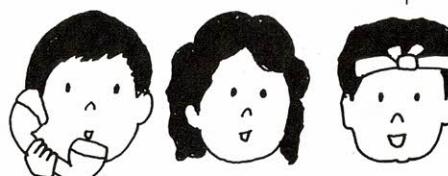
歳入(はいるお金)



市税の内訳

合計
34億8,320万円

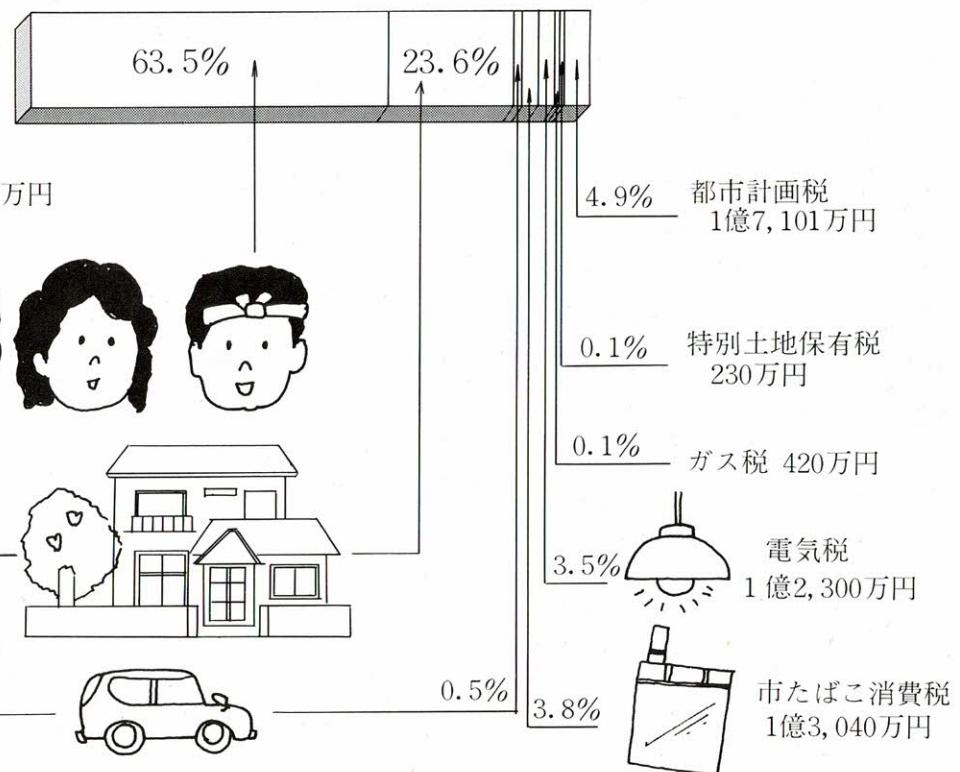
市民税22億1,247万円



固定資産税
8億2,070万円



軽自動車税
1,912万円



図書室 だより

毎月第4日曜日
ブンブン人形劇場
開演

入場希望者は
往復はがきで

図書室では、4月から毎月第4日曜日に「ブンブン人形劇場」を開演します。

入場希望者は次の要領で申し込んでください。

●開演日 毎月第4日曜日（変更する場合は図書室に掲示します。）

●ところ・時間

▶偶数月——体育文化センター

午前11時から

▶奇数月——体育文化センター

午前11時から

教育文化会館

午後2時から

●申込方法 往復はがきで申し込んでください。

1枚で2人入場できます。

希望場所（体育文化センター、教育文化会館の別）と時間、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒576 交野市私部1447-1 体育文化センター図書室「ブンブン人形劇場」係まで。

返信用の表には、あなたの住所、氏名を書き、裏面は何も書かないでください。

裏面に指定日を印刷して送ります。

なお、入場者多数の場合は抽選をおこない、抽選もれの人は次回以降にまわします。

問い合わせは、体育文化センター図書室まで。

新着書紹介

- 散弾銃のバラード（飯干晃一、桃源社）
- 真田十勇士（笛沢左保、桃園書房）
- 闇に光る肌（勝目梓、徳間書店）
- 紀州味と旅（梅田恵以子、河出書房新社）
- この窓の向こうへ（大石邦子、講談社）

同和問題と私たち

部落の歴史と解放運動 (15)

部落の人たちは、生活の糧とするために、これまでの皮革業の技術と伝統を生かした洋靴などの生産をおこない、いちじはかなりゆとりのある生活をすることができたといわれています。しかし、このような状況も長続きせず、资本主义社会の発展とともに、部落外の社会と生活上の格差が広がるにつれて、結果的には差別を再生産することになりました。また、行政上の差別も改められず、生活の基盤を安定させる経済政策の保障もまったくおこなわれなかつたという状況でした。今月は、资本主义社会における部落産業と、行政上の差別が改められなかつたという状況について学習しましょう。

資本主義の 発展が 差別を再生産

部落の人たちは、職業上の解放により死牛馬のあつかいはやめて長い間たずさわっていた皮革業の技術と伝統は部落の重要な基

礎でした。

部落では、その技術の上にたつて洋靴などの生産をあらたに開始

し、大阪では明治20年ごろには皮革業の発展によつて、いちじは

かたちになりました。

そのためおなじ平民の中でも、

経済的にかなりゆとりのある生活

をすることができました。

しかし、製革業の発展といつて

も、部落内的一部の企業家たちを

およぶものではありませんでした。

もともと零細な小生産者が多か

った部落産業であつたため、資本主義がしだいに発展するにつれて、部落外の新しい皮革資本が市場

に進出するようになると、部落の皮革業は打撃をうけることになります。これは、前にも学習したように、明治の解放令は法律的制度的に部落民を解放したのですが、生活の基盤を安定させる経済政策の保障がまつたく行われず、逆に納税、兵役などの義務と負担が増すだけであったことによるものです。

部落は、農村では土地をもたない、都市では職業の不安定な状況

いう、ひじょうに不利な条件で、

資本主義社会の自由競争、いわば

自由化の嵐の中にはうり出された

（職業）や古い族称、江戸時代い

らいの檀那寺が記入されており、

一部には皮多寺檀徒とか新平民などと記載されています。

また、この戸籍はいわゆる属地

主義によつており、その地域を調べると、だいたい部落であること

がわかるので、この戸籍をみれば

よくに部落出身であることが知

れるようになつてきました。

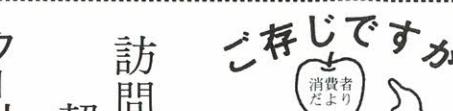
それ以後においても市町村の戸

籍には、部落の人々に対するさま

ざまな形でのせん称が記載される

ケースが少なくありませんでした。

こんな時はクリーニングオフ制



ご存じですか
消費者
だより

交野市消費生活問題研究会

訪問販売の 契約解除 クリーニング オフ制度

訪問販売で、セールスマンのうまい言葉にのせられて契約書に「はん」を押したが、よく考えるとあまり気が進まない。

解約をしたいがどうしたらいいかわからない。

こんな経験をされたことはあ

りませんか。

こんな時はクリーニングオフ制

度を利用してください。

これは、訪問販売法で契約書を交わした日から、4日以内に無条件で契約の解除ができる

いうものです。

手続きは、契約を解約するこ

とを書いた画面を、契約書には

んを押した日から4日以内に相

手方に郵送するだけです。

郵送した時点で契約を解除し

たことになります。

ただし、郵送する場合は、「内

容証明郵便」にした方が確実で

す。

なお、次の場合はこの制度は

適用されませんので注意してく

ださい。

○商品を受け取つて代金を全部

支払った場合

○商品を開封したり、一度使用

した場合

○訪問販売でなく、店舗や営業

所で契約した場合

この制度は、生命保険、不動

産取引きについても適用されま

せん。



あまだのみや幼稚園

このため、国が定めた金額から徴収金（国の定めてる保育料）を引いた残額の10分の8が市の負担で、府・市は各々10分の1の割合で負担することになります。

しかし、市の負担（市の持出金）が年々増加し、財政的に保育所運営が非常に困難な状況となり、今回改正することになりました。

保護者のみなさんから徴収させていただいている定めている保育単価（保育所を運営していくための児童1人当たりの

4月1日から保育所の保育料を改正

市の保育料が56年4月1日から下表のように改正されました。
市では、国の徴収金基準額が年々引き上げられるなかで、51年5月1日に改正して以来5年間、改正をみあわせて努力してきました。しかし、市の負担（市の持出金）が年々増加し、財政的に保育所運営が非常に困難な状況となり、今回改正することになりました。

保護者のみなさんの理解と協力を願いします。

総経費で、国が定めた金額（市の保育所運営費用）から徴収金（国の定めてる保育料）を引いた残額の10分の8が市の負担で、府・市は各々10分の1の割合で負担することになります。

この負担割合で運営することが本来の保育所運営状況です。

しかし、国が定めている保育単価は、実際の保育所運営に必要とする経費より低く、また、徴収金（国の保育料）も低いのが実情です。

このため、国が定めた金額にもとづいて市独自の徴収金を定め、保護者の軽減をかるため一般財源（市税収入）から補てんしています。

そのため、法的に市の負担率が10分の1と定められているにもかかわらず、54年度には児童1人当たりの必要経費の約60%にあたる47万9千805円が、市独自の持出額となっています。

市では、この現状を開拓するためあらゆる機会を通じて、国や府に超過負担の解消を強く要望していますが、保護者のみなさんにも応分の保育料の負担をお願いせざるを得なくなきました。

保護者のみなさんの理解と協力を願いします。

市の保育料が56年4月1日から下表のように改正されました。

総経費で、国が定めた金額（市の保育所運営費用）から徴収金（国の定めてる保育料）を引いた残額の10分の8が市の負担で、府・市は各々10分の1の割合で負担することになります。

市立幼稚園

入園金「千円」を「2千円」に
保育料「3千500円」を「5千円」に

4月1日から改正

市では、父母負担の軽減を図るために51年度から幼稚園の入園金と保育料をえ置いて、可能な限り運営努力を続けてきました。

しかし、幼稚園運営にかかる経費は年々高騰の一途をたどっています。

54年度の運営費に対する保育料のしめる割合は25%となり、残りの75%が市税にたよっている現状です。

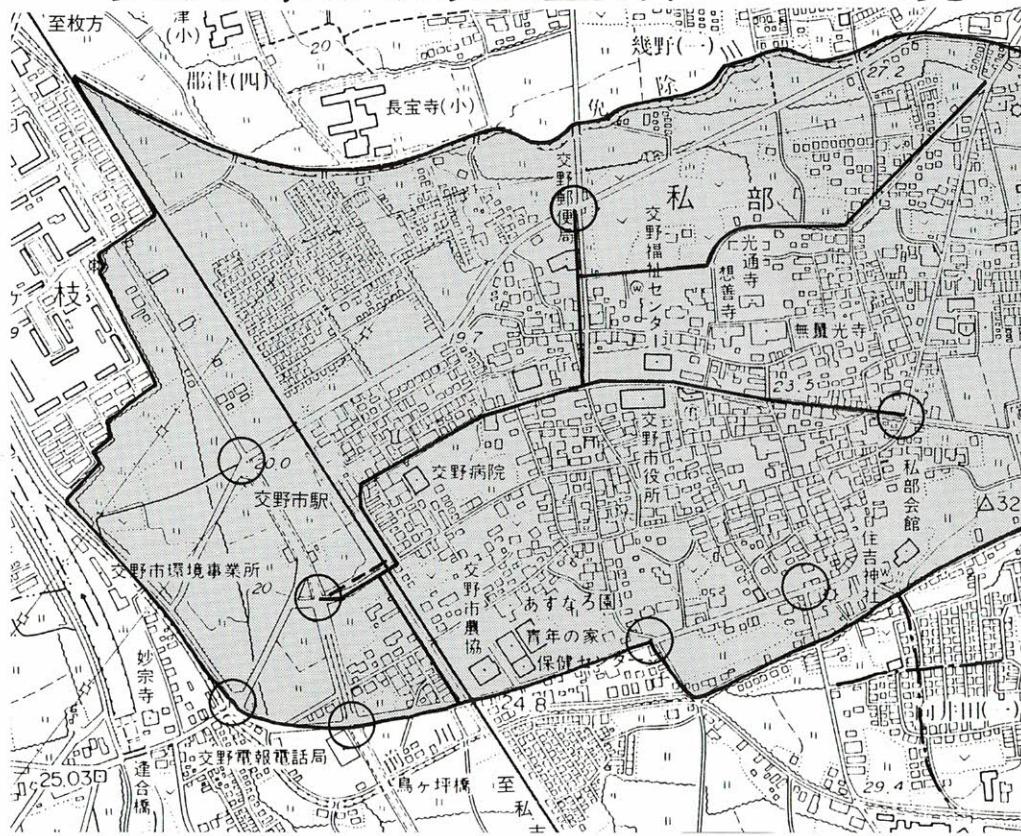
そこで56年度から、入園金を千円から2千円に、保育料を3千500円から5千円に改正させていただくことになりました。

保育料徴収金基準額表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0
C 1	A階層およびB階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,500	2,400	2,400
C 2	所得割の額が5,000円未満	4,000	3,200	3,200
C 3	所得割の額が5,000円以上	4,700	4,000	4,000
D 1	A階層およびB階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	5,400	4,800
D 2		3,000円以上15,000未満	6,400	5,600
D 3		15,000円以上30,000未満	7,700	6,400
D 4-1		30,000円以上45,000円未満	9,100	7,200
D 4-2		45,000円以上60,000未満	10,500	8,000
D 5-1		60,000円以上75,000円未満	12,100	9,000
D 5-2		75,000円以上90,000円未満	13,800	10,000
D 6-1		90,000円以上105,000円未満	15,500	11,000
D 6-2		105,000円以上120,000円未満	17,400	12,000
D 7-1		120,000円以上135,000円未満	19,900	13,000
D 7-2		135,000円以上150,000円未満	22,600	14,000
D 8-1		150,000円以上165,000円未満	25,300	15,000
D 8-2		165,000円以上180,000円未満	28,000	16,000
D 9		180,000円以上210,000円未満	31,800	17,000
D 10		210,000円以上240,000円未満	35,600	18,000
D 11		240,000円以上270,000円未満	39,400	19,000
D 12-1		270,000円以上300,000円未満	39,800	19,300
D 12-2		300,000円以上450,000円未満	40,200	19,600
D 12-3		450,000円以上600,000円未満	40,600	19,800
D 12-4		600,000円以上900,000円未満	41,000	20,000
D 12-5		900,000円以上	41,400	20,200
その他	法第24条本文の規定による措置を受けた者を除く世帯	保育単価	保育単価	保育単価

(9) 昭和56年4月10日

交野市駅周辺生活ゾーン規制



交通規制を実施

生活環境と歩行者の安全のために

枚方警察では、京阪交野市駅周

辺の交通事情を緩和するために、
保することをねらいとしています。

そのためゾーン内では、自動車
3月28日から生活ゾーン規制を実
施しています。

この規制は、より快適で安全な
住環境の安全と快適性を重視し、
自動車はこれをおかさない範囲内

で利用が認められます。

なお、この規制に関連して、
向井田地区と青山地区の一部

に、速度制限(20km)があわ
せて実施されました。

生活環境の確保と、日常生活圏内

春の山地自然を守る運動

5月下旬まで

交野の山地自然を守るために、
交野市山地対策協議会では、今年
も「春の山地自然を守る運動」(3
月中旬から5月下旬)を実施して

います。
山地自然を守る運動は、私たち
にうるおいとやすらぎを与えてく
れる美しい交野の山地自然を見直
すとともに、交野の自然を守り、
自然が持つている生活環境の維持
調整機能を高めることを目的とし
ています。

そこで期間中、「交野の貴重な
自然保護、環境保全理念の啓蒙
○利用者の自主的な山地美化活動
の推進
○不法投棄の防止、宅地防災パト
ロール
○環境衛生施設の設置
○火災防災パトロール
など)を重点におこないます。

啓蒙活動
○のぼり旗の掲出
のぼり旗100本を市内ハイキング
コースに掲出し、この運動の高揚
をはかります。

ゴミ袋の配布
山地対策協議会の会員や交野市
少年少女クリーンパトロール隊、
および諸団体の協力を得て、ハイ
カーやごみ袋を配布し、ごみ持ち
帰りを呼びかけます。

宅地防災パトロール
交野市消防団と市消防署では、
山地の豊かな緑を火災から守るた
めに、5月5日まで火災防災パト
ロールを実施します。

火災防災パトロール
また同時に、不幸にして山林火
災が発生した場合、消火に必要な
水源がどこにあるか、そこにはど
れだけの水量があるかについて調
査をおこないます。

火災防災パトロール
交野市消防団と市消防署では、
山地の豊かな緑を火災から守るた
めに、5月5日まで火災防災パト
ロールを実施します。

火災防災パトロール
また、秋の期間には、「ふる
里の自然を守るクリーニングリーン
作戦」と題して、市内山地部の史
跡、景勝地、ハイキングコース、
府民の森など、レクリエーション
利用の多いルートを選び、市民の
協力を得て、「ごみ持ち帰り運動」
実践キャンペーんをおこないます。

火災防災パトロール
交野市消防団と市消防署では、
山地の豊かな緑を火災から守るた
めに、5月5日まで火災防災パト
ロールを実施します。

火災防災パトロール
また同時に、不幸にして山林火
災が発生した場合、消火に必要な
水源がどこにあるか、そこにはど
れだけの水量があるかについて調
査をおこないます。

火災防災パトロール
無謀な工事や手抜きの石垣、荒
れ放題のがけ面などによっておこ
る災害を未然に防止するため、
宅地造成地や土地採取地などをバ

トロールします。

▼とき 5月14日
不法投棄防止パトロール

なうとともに、投棄物の排除をおこ
なうためにパトロールを実施し
ます。

▼とき 5月12日
駅、東倉敷地区的源氏の滝

なお、私市観光協会では、5月
下旬まで日、祝日に京阪私市駅で
ごみ袋の配布をおこないます。

56年事業計画 決まる
事業計画

交野市山地対策協議会では、56
年3月23日に第3回総会を開き、56年
事業計画と役員の改選がおこなわ
れ次のように決まりました。

56年事業計画
「春の山地自然を守る運動」は、
3月中旬から5月末日まで。
事業としては、▼駅頭啓発活動
配布▼不法投棄防止パトロール
▼啓發用のぼり掲出▼ごみ袋の
配布▼宅地防災パトロールなどをおこ
ないます。

10月初旬から11月末日まで。
事業としては、▼駅頭啓発活動
配布▼不法投棄防止パトロール
▼啓發用のぼり掲出▼ごみ袋の
配布▼宅地防災パトロールなどをおこ
ないます。

3月中旬から5月末日まで。
事業としては、▼駅頭啓発活動
配布▼不法投棄防止パトロール
▼啓發用のぼり掲出▼ごみ袋の
配布▼宅地防災パトロールなどをおこ
ないます。

10月初旬から11月末日まで。
事業としては、▼駅頭啓発活動
配布▼不法投棄防止パトロール
▼啓發用のぼり掲出▼ごみ袋の
配布▼宅地防災パトロールなどをおこ
ないます。

▼会長 原田誠一 ▼副会長

原清成 ▼自然保護対策部会部会
長 小川房人 ▼環境対策部会部
会長 仲谷源逸 ▼防災安全対策
部会部会長 松本幸吉

4月から毎月第3火曜日は 「1歳6か月児健康診査」の日

市では、4月から毎月第3火曜日に保健センターで1歳6か月児健康診査をおこないます。乳幼児の検診は、これまで保健所がおこなっている「3ヶ月児検診」と「3歳児検診」だけでした。そして、知能の遅れや身体の異常は、ほとんどが3歳児検診で発見されているのが現状です。

乳幼児の1歳代という時期は、脳の発達とともに運動機能や知恵も発達し、生活習慣が形成されてくるころです。また、このころから虫歯も見られ、身体の健康はもとより精神面や行動の発達状態を知るもつとも重要な時期です。

1歳6か月児健康診査は、これまで保健所がおこなっていなかつ

たこの重要な時期に検診をおこな

い、検診をおこして乳幼児の疾病や障害などを早期に発見しようと

いうものです。

〇とき 每月第3火曜日（ただ

し8、9月は第4火曜日）

午後1時から2時30分まで

〇ところ 保健センター

○対象児 市内在住の1歳6か月児

なお、対象児の父母には、「問診票」と「ことばについてのおたずね」を事前に郵送します。

この用紙に必要事項を記入し、母子手帳と筆記用具を持って会場にきてください。

○検診内容

▼小児科医師による診察

▼歯科医師による診察

小児マヒ生ワクチンの服用

5月12日～15日

56年度の上半期小児マヒ生ワクチンの服用を上表のとおりおこなっています。

対象乳幼児は、家で体温を計り、母子手帳を持つて最寄りの会場へ

生後3か月から4歳までの乳幼児。なるべく生後3か月から2歳ままでに2回服用してください。

対象児

生後3か月から4歳までの乳幼児。

〇発熱している乳幼児

〇けいれん性体質やアレルギー体質の乳幼児

問い合わせは保健衛生係まで。

▼行動発達、言語

▼身体の発育および栄養の状況

▼生活習慣、しつけ、食事など育児上問題となる事項

〇検診員 小児科医師、歯科医師、保健婦、歯科衛生士、栄養士、心理士

〇判定員など

この検診についての問い合わせは保健衛生係まで。

なお、この検診は、枚方市医師会交野支部、枚方市歯科医師会交野班、四条畷保健所、交野市衛生婦人奉仕会など、諸団体の全面的な協力を得ておこないます。

1歳6か月児の健診を実施す

ることになり

ました。

国際連合は、1976年（昭和51年）の第31回総会において、リビアの国連大使からの呼びかけを全会一致で採択し、5年後の1981年（昭和56年）を国際障害者年とすることを決議しました。

その後、国連総会議は、この国際年のテーマを「完全参加と平等」とし、障害者も健常者と伍して経済社会および政治活動等の各方面に参加し、平等の権利を享受すべきであるとの趣旨のもとに、世界的、国家的レベルから市町村の段階にいたるまで、各種の施策、措置、運動が行政はもとより関係団体によつて計画され、展開されつづることは周知の通りであります。

なお、すでに2回服用された乳幼児は服用する必要がありません。この予防接種は個人通知します。

もし届かなくても直接会場にきてください。

用紙は会場に用意してあります。

次の乳幼児は服用できません。

〇下痢をしている乳幼児

このテマについて国連決議は「参加とは、社会生活そのものとその発展への貢献のみならず、政策決定段階への障



害者の参加をも意味する。平等とは、他の国民と同じ生活を送ることであり、またその国の社会経済の発展による利益の平等な配分を受けることである」となっています。

このような意義ある年に交野市では、四条畷保健所、交野市衛生婦人奉仕会、医師会、歯科

医師会、その他関係機関の協力により1歳6か月児の健診を実施す

ることです。

1歳代の最大の特長は、脳の発達とともに運動機能や知恵も発達し、生活環境が形成されることです。

1歳6か月が選ばれたのでしょうか。

なぜ健診の時期として1歳6か月が選ばれたのでしょうか。

具体的な例や重要なポイントをあげてみましょう。

① 大多数の子供は生後14から15か月まではひとり歩きを開始しています。

このことから1歳6か月以降の正常な子供は歩き始めています。

② これは運動機能の発達を客観的に観察できる明確な指標であります。

③ 意味のある片言、例えばママ、パパなどがいえるようになるので発達のおくれを発見することができます。

④ 心身障害がある場合、手おくれにならないためにも1歳3歳までの期間が長すぎるため、この間健診の機会がない場合、3歳になつてから疾病や障害等の異常を発見したのでは遅すぎるという問題が指摘されるようになります。

⑤ 虫歯が生じ、悪化はじめることで虫歯予防の指導によります。

以上の外にも栄養面、心理面等の多くの理由が指摘されていますが、いずれにしてもこの健診の重要性とその意義を十分に理解していただきたいと思いま

市民のための健康教室

国際障害者年と1歳6か月児健診

枚方市医師会交野支部長 川潤

従来交野市では、四条畷保健所主催の事業として3

3歳児健診が行われています。

しかしながら

3歳までの期間が長すぎるため、この間健診

の機会がない場合、3歳になつてから疾病や障害等の異常を発見したのでは遅すぎるのです。

6か月が限界で、3歳児健診で発見したのではおそすぎるので

あります。

③ 心身障害がある場合、手お

くれにならないためにも1歳

6か月が限界で、3歳児健診で発見したのではおそすぎるので

あります。

④ 虫歯が生じ、悪化はじめることで虫歯予防の指導によります。

⑤ 母親の育児態度をチェックするのに適切な時期です。

以上の外にも栄養面、心理面等の多くの理由が指摘されていますが、いずれにしてもこの健

診の重要性とその意義を十分に理解していただきたいと思いま

す。

交野では昨年5月以来、交野市医療問題協議会のなかに委員

会を設置し、関係団体の協力

を得て鋭意検討し、すでに実施

理解していただきたいと思いま

す。

する社会、そして障害者と親類が合
いを地域に開かれた生

1 地域に開かれた生

国際障害者年と親の会(2)

会長所 良子

今春から新たに養護学校を卒業

長い人生の中で、人は誰しも障
害を持つ可能性があるのではない
でしようか。障害という問題は、一般に考
えられているよりはるかに広範囲で
身近なものです。障害を持つ人の問題は障害者自
身だけでなく、すべての人の問題として共に考え、どこかにハンデ
イがあつても、当たり前に生活でき
る社会、そして障害者と親類が合
いを地域に開かれた生

障害者に生きがいを

活の場をつくろう
2 両親の自觉と連帯の輪を広げ
よう
まず何をするにも障害児(者)を
持っている両親が勉強し自觉をし
ていこう。
そして人に頼るのはなく、ま
ず自分たちが頑張っていこうと決
意し、2年が経過しました。

昭和53年、これらの願いが障害
訓練の場を開設することができ
ました。

福祉センター内にある作業所は
小さいながらも「重度の子ども」を受け入れられるようにな
りました。

ついています。障害児(者)5人、指
導員2人で、まず市場のサービス
券を貼ることから始め、今では業
者から薬箱の組み立ての仕事を請
け負っています。ふるえる手でぎ
こちなく塗つていたノリも、今で
はうまいものです。

知恵おくれ、肢体不自由と互い
が協力し合い助け合つて頑張って
います。初めての給料日には、わ
ざかながらも自分たちの手で儲け
たお金を手にることができ、本
を買うとか銀行に行くとか言つて
大喜びでした。

昭和53年、これの誕生しました。
障害児(者)に生きが
いを

国民健康保険

4月1日から

保険税が保険料に変わる

所得割額の計算基礎

市民税額から

総所得金額に

交野市国民健康保険では56年度

から所得割額の計算基礎を、市民

これは、被保険者みんなの税
(料負担をより公平にしようとい
うものです)。

また、これに伴い徴収名称も、
「保険税」から「保険
料」に変わりました。

改正の内容、保険料
と保険税の法的相違点
は下表のとおりです。

56年度の保険料の徴
収は、今までと同じ
ように、仮算定期間と
本算定期間にわけて次
のような方法で金額を
算定します。

仮算定期間(4月から7月まで)
この期間の保険料額は、55年度
に納付された年間保険税額の10分
の1が毎月の保険料額になります。

**本算定期間(8月から57年3月
まで)**

この期間の保険料額は、確定し
た年間保険料額から、仮算定期間
に納入された保険料額を差し引い
た残額の8分の1が毎月の保険料
額になります。



国民健康保険は
健康のパスポート

改正内容

55年度までの保険税所得割の計算方法

当該年度市民税所得割額×保険税率

56年度からの保険料所得割の計算方法

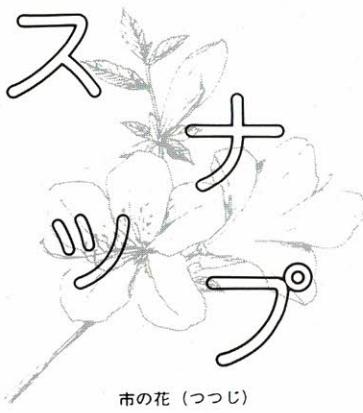
[前年中の総所得金額—基礎控除(22万円)—給与所得の割増控除(最高2万円)]×保険料率

○事業所得や農業所得で専従者控除または雑損失の繰越控除のある場合
は、控除をする前の金額が総所得金額になります。

○譲渡所得で特別控除のある場合は、特別控除をする前の金額が総所得
金額になります。

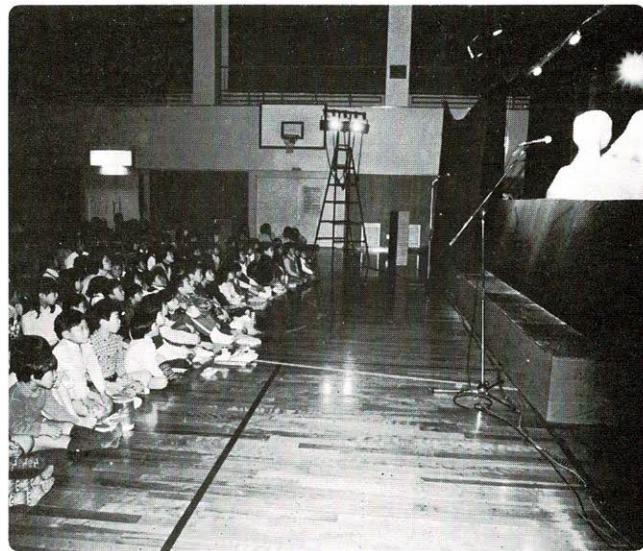
主な保険料と保険税の法的相違点

事 項	料・税	保 険 料	保 険 税
法律と賦課総額および内訳規定	国民健康保険法、条例		地方税法、条例
徴収の根拠	同 上	同 上	
最高限度額	条 例	同 上	
賦課権の期間制限	賦課の遡及は国民健康保険法により2年	賦課の遡及は地方税法により3年	
徴収権・還付請求権の消滅時効	国民健康保険法により2年	地方税法により5年	
減額、延滞金、徴収猶予	条 例	地方税法	



市の花 (つつじ)

⇒ 人形劇つてすばらしい……3月25日体育文化センターで、ぼくとわたしの人の人形劇場が主催する「さんまいのおふだ」などの人形劇の公演がありました。この日の入場者は約1,000人、みごとな舞台に、思わず「すばらしい」という声も飛び出します。健やかな成長を願つて招待された障害児約60人もお母さんたちとともに楽しい一時を過しました。



お知らせ

小・中学生に就学援助

経済的な理由で子供に小・中学校の教育を受けさせることが難しいという保護者に、学校の勉強に必要な費用「就学援助費」を支給します。

○援助を受けられる費用

学用品費、通学用品費、修学行費、校外活動費、給食費、新入

学用品費（小・中学校新1年生のみ）医療費（虫歯、トラコーマなどの学校病関係）

○申請に必要な書類

▼就学援助費受給申請書（各学校に備えつけられています）

▼課税証明書または源泉徴収票

▼生計を同じにしている家族全員の住民票

○申請期日および方法

4月30日までに学校の担任の先生に提出してください。

(注) 前年度受給されていても、

毎年申請が必要です。

兄弟姉妹が同じ小・中学校に通

学しているときは申請に必要な書類は1組で結構ですが、異なる小

中学校に通学しているときはそれ

ぞれに必要です。

中学校に通学しているときはそれ

○援助の認定

教育委員会が審査し、決定しま

す。

○支給方法

銀行振込等によって保護者に支

給します。

水道

水道料金の口座振替済の通知は経費の節減をはかるため55年度から郵送していません。

検針時の「ご使用水量のお知らせ」に記載しています。

しかし、振替指定日に預金不足が発生しますと、水道料金の納入通知書（封書）を作成し郵送しなければなりません。

その後の支払いを忘れられると催促状、督促状を郵送することになり、余分に経費を負担しなければなりません。

4月からは、封書60円、はがき40円に郵便料が値上げされました。経費を少しでも節減できるよう振替指定日には、くれぐれも預金不足のおきないようにしてください。



農業

標準小作料を
4月1日から改訂

標準小作料は、規定により設定後3年を経過するたびに改訂されることになっています。
4月からの小作料の標準額は次のとおりです。

小作料の標準額

○普通田10アール当たり 1万500円

○普通畠10アール当たり 6千円

なお標準額は、借り手、貸し手、双方で小作料額を決める場合の標準的な額です。
問い合わせは福祉センター内農業委員会事務局まで。

廃油・空ビン回収

○と き 4月25日(土) 午前9時から10時30分まで

○と こ ろ □交野市役所

□公民館 □倉治希望の家

□ら丘自治会館 □向井田集会所

□天野が原町1丁 □さくら山手集会所

□郡津公民館 □藤が尾1丁目4-1

103 □南星台4丁目6-125 □私

部834 □星田市民センター □星

田山手集会所 □倉治2丁目18-1

6 □梅が枝集会所

なお、梅が枝集会所は廃油だけ回収

○主 催 交野市消費生活問題研究会

使い捨て時代を考える会

家庭用品修理会

○と き 4月21日(火)から23日(木)まで

午前10時から午後3時まで

○と こ ろ 福祉センター横

○修理品目 包丁とき クツの底張り なべ・かさの修理 やかんのいかけ

市の人口

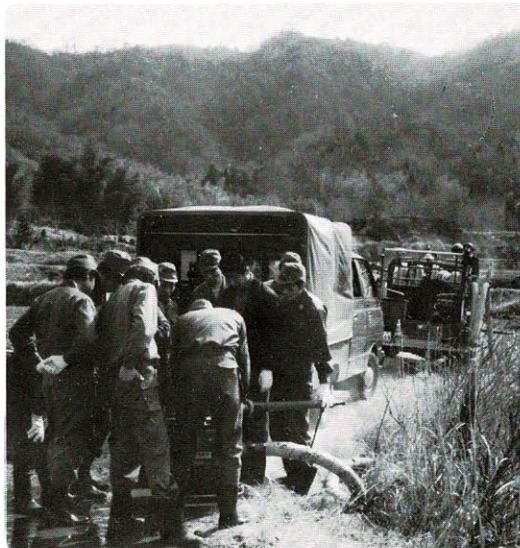
3月末現在		月の動き	
人口	61,419人	出生	56人
男	30,739人	死亡	19人
女	30,680人	転入	576人
世帯数	17,165	転出	1,199人

3月の火災と救急

火災出動 2件 救急出動 80件

3月の交通事故

	発生	死亡	けが
3月	13	0	19
今年累計	34	0	43
昨年同期	36	0	43



④ 山林内の地水利調査おこなう…消防署と消
防団では、3月1日から3月22日まで山林内の
地水利調査をおこないました。
この調査は、山林に点在する池や川の水量、
地理条件、放水できる時間などを記録し、山火
事が発生したときには防火用用水として利用しよ
うというものです。
ハイキングに行かれたときはタバコの火に十
分注意しましょう。

お知らせ

自動振り込みを希望される人は、
次の各金融機関の窓口で「し尿く
み取り券」か「領収書」のいづれ
かと、「普通預金の登録印鑑」を
もって申し込んでください。

取扱金融機関
大阪銀行、大和銀行、泉州銀行、
幸福相互銀行、近畿相互銀行、枚
方信用金庫、交野市農業協同組合
以上の各金融機関の本・支店

自動振り込みの内容に
変更があった場合は
自動振り込みをされている人で
振り込みの取消しや金融機関、口
座名義人、口座番号の変更などを
する場合は、利用している金融機
関へ届け出してください。

自動振り込みを希望される人は、
次の各金融機関の窓口で「し尿く
み取り券」か「領収書」のいづれ
かと、「普通預金の登録印鑑」を
もって申し込んでください。

前納制、自動
振り込みとい
う方法で徴
収しています。
ただし自動
振り込みは、
収集手数料取
扱区分が「定
額制」「特殊
制」に該当す
る家庭だけで

し尿收集手数料

自動振り込みに

市では、し
尿收集手数料
を現在集金人
による集金、
境事業部か市役所1階の市民課窓

口まで届け出でください。

星田出張所管内のは出張所窓



員員募集

- 対象 小学1年生から6年生
- 月会費 千円
- 申込方法 4月末までに川本 (☎ 91-3356) まで
- 練習場所 交野ラグビースクール
- 対象 小学3年生から6年生までの男子
- 練習日 ▼土曜日 午後2時から午後5時まで
- 練習場所 幾野6丁目
- 入会金 3千円
- 月会費 千円
- 申込方法 4月30日
- 対象 小学5、6年生の女子
- 締切日 4月30日
- 申込み・問い合わせ先 体育文化センター
- 対象 小学3年生から6年生までの男子
- 練習日 ▼土曜日 午前8時から半日または金日 (☎ 91-3356) まで
- 練習場所 交野市
- 入会金 3千円
- 月会費 千円
- 申込方法 4月末までに川本 (☎ 91-3356) まで
- 対象 小学4年から6年生男

「Jどもトランポリン教室

初級から1級程度の人で正統的な碁を修得したい人はぜひ参加してください。

また、同会でも新しい会員の入会をお待ちしています。

希望者には松岡輝夫6段の指導

碁も受けられますので、練習会場へおこしください。

○対象 毎週日曜日 ▼開幕初

級教室 午前10時から正午まで
▼開幕同好会 正午から午後4時30分まで
○ところ 体育文化センター
○講師 日本棋院松岡輝夫
6段
○参加費 月額2千円
▼開幕初級教室
月額千円
○申込方法 每週日曜日 会場で受付

交野文謡会

謡曲・仕舞

までの男女
○練習日 每週日曜日 (第3日曜日は除く) 午前10時から正午まで (雨天中止)

○場所 岩船小学校運動場

○会費 年額3千円 (新会員はユニフォーム、シューズなど一式9千円程度必要)

○申込日・場所 4月19日 午後2時から体育文化センターで受付

○会費 筆記用具、印鑑を持ってきたださい。

問い合わせは江田 (☎ 0720-40-0132) まで。

○対象 小学3年生から6年生までの男子

○練習日 ▼土曜日 午後2時から半日または金日 (☎ 91-3356) まで。

○練習場所 交野市詩吟研究会

○入会金 3千円

○月会費 千円

○申込方法 4月30日

○対象 小学5、6年生の女子

○締切日 4月30日

○申込み・問い合わせ先 体育文化センター

○対象 小学3年生から6年生までの男子

○練習日 ▼土曜日 午後2時から半日または金日 (☎ 91-3356) まで。

○練習場所 交野市

○入会金 3千円

○月会費 千円

○申込方法 4月30日

○対象 小学4年から6年生男

日帰りキャンプ 予約受付 4月25日から

青少年対策係では、日帰りキャンプの予約受付を4月25日から始めます。

○日帰りキャンプ 6月7、14、21、28日 7月5、12日
○定員 80人
○申込方法 4月25日から体育文化センター内青少年対策係へ直接申し込んでください

ヘルパー募集

野外活動センター

○対象 通勤可能な大学生
○定員 20人程度
○内容 6月初めから9月末までの野外活動センター利用者の生活指導
○申込み・問い合わせ先 電話または直接、体育文化センター内社会教育課まで

短歌

藤が屋会館 毎週金曜日 午後8時から10時まで

紅白の梅咲き匂う城壁をめぐるわが背に春日やさしく

○藤が屋会館 每週金曜日 午後8時から10時まで

○紅白の梅咲き匂う城壁をめぐるわが背に春日やさしく

佐々木晃証
奥野喜子
森敏江
中清恵
辰巳幸子
平野雪子
北村多壽子
切畠琴枝
中埜清野
笹島絹余

交野市音楽団 定期演奏会

4月29日開催

交野市音楽団では第5回定期演奏会を開催します。

楽しいプログラムを組んでいますのでぜひご来場ください。

○とき 4月29日(水) 午後1時30分から

○ところ 体育文化センター

○出演団体 女声合唱団、青年混声合唱団、少年少女合唱団、少年少女合唱団研修生、ジュニア吹奏樂団

団員募集

交野市音楽団では次の団員を募集しています。

入団希望者は体育文化センター内社会教育課(電話可)まで申し込みください。

交野市少年少女合唱団研修生

○対象 小学4年生の男女

○定員 40人

○練習日 毎週土曜日 午後1時30分から3時まで

○入団試験 5月9日(土) 午後2時から

○試験内容 筆記試験と歌唱(3年のときに習った歌)

○申込期限 4月30日

ジュニア吹奏樂団

○対象 小学5年生から中学2年生までの男女

○定員 若干名

○練習日 每週日曜日 午後1時から4時30分まで

交野市女声合唱団

○対象 年齢制限なし

○練習日 每週金曜日 午前10時から正午まで

交野市青年混声合唱団

○対象 18歳から25歳までの男女

○練習日 每週火曜日 午後7時から9時まで

市長杯 学童ソフトボール大会

参加チーム募集

一ムを募集しています。

○対象 小学4年生から6年生までの男女

○試合期間 5月5日から17日まで

○集合日時 4月26日(日) 午前9時 雨のときは中止

○どころ 市内の小学校運動場

○試合方法 男女共トーナメント方式

○参加費 無料

○申込方法 4月25日までに体育文化センターへ申し込んでください

○試合方法 男女共トーナメント方式

○参加費 無料

○経路 私市・星田駅前→星田駅前

星田の山郷土散歩

袋

○連絡先 私市駅集合の人は鈴木(91-5223)星田駅集合の人は廣岡(91-2219)

○主催 交野詩話会

○後援 交野市文化連盟

○後援 交野詩話会

○主催 交野詩話会

○後援 交野市文化連盟

交野俳句会

1時から

○どころ 松下集会所(妙見坂)連絡は高野(91-3829)まで。

○主催 今堀フサエ

○後援 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○主催 一村初恵

○後援 長野(91-1569)まで。

○主催 雪折れの梅そのままに蓄つけ

○後援 大矢芳子

○主催 春の風邪ようやく癒えて針を持つ

○後援 月ヶ瀬の梅につき来る薄水

○主催 フジ

○後援 一村初恵

○主催 春寒く作業ズボンに折目なし

○後援 福地豊

○主催 鮎を糾る午前二時の男たち

○後援 森田啓文

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

○後援 山本富子

○主催 淡雪や悉のことは書かでおく

○後援 時から

○主催 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○後援 今堀フサエ

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

○後援 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

○後援 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

地域文化誌

1時から

○どころ 松下集会所(妙見坂)連絡は高野(91-3829)まで。

○主催 今堀フサエ

○後援 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○主催 一村初恵

○後援 長野(91-1569)まで。

○主催 雪折れの梅そのままに蓄つけ

○後援 大矢芳子

○主催 春の風邪ようやく癒えて針を持つ

○後援 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○主催 フジ

○後援 一村初恵

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

○後援 森田啓文

○主催 鮎を糾る午前二時の男たち

○後援 森田啓文

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

まんだ

1時から

○どころ 松下集会所(妙見坂)連絡は高野(91-3829)まで。

○主催 今堀フサエ

○後援 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○主催 一村初恵

○後援 長野(91-1569)まで。

○主催 雪折れの梅そのままに蓄つけ

○後援 大矢芳子

○主催 春の風邪ようやく癒えて針を持つ

○後援 月ヶ瀬の梅を探りし頃若し

○主催 フジ

○後援 一村初恵

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

○後援 森田啓文

○主催 鮎を糾る午前二時の男たち

○後援 森田啓文

○主催 春暁や黄衣素足の僧の列

妙見の観桜

交野の桜を表現した歌に、
又やみむかたのみの桜狩り

花の雪散る春のあけぼの

ということがあります。
これは、平安末期から鎌倉初期の代表的歌人といわれた藤原俊成が、新古今和歌集の中でうたつたものです。交野はその昔、宮人たちの狩場として、また観桜の地として王朝絵巻をくりひろげたことが文献などに書かれています。

妙見川原は、京阪バス妙見口バス停から南に向ったところです。

主要施設の電話番号

交野市役所（福祉事務所・農業委員会）	92-0121
星田市民センター（星田出張所）	91-2031
福祉センター	91-6241
体育文化センター（保健センター・日曜診療）	92-7721~2
	91-8124
教育文化会館	91-1825
水道局	91-0016
環境事業部	92-2471
消防本部・署	92-0011

おしゃせコーナー

各種の相談

▷法律相談

4月16日(木) 5月7日(木)

午後1時~3時 福祉センタ

ー

▷人権相談

4月16日(木) 午後1時~4時 福祉センター

▷行政相談

4月18日(土) 倉治公民館

5月13日(水) 福祉センター

5月15日(金) 農協磐船支店

午後1時~4時

▷税の相談

4月16日(木) 午後1時~4時 福祉センター

▷教育相談

5月8日(金) 午後2時~4時 福祉センター

▷交通事故無料相談

5月12日(火) 午前10時~午

後3時 福祉センター

▷園芸相談

4月23日(木) 午後1時~4時 市役所緑地保全課

▷心配ごと相談

毎週水曜日(4月29日は休み)

午後2時~4時 福祉センタ

▷結婚相談

4月22日(水) 5月13日(水)

午後1時~4時 福祉センタ

▷児童相談

毎週木曜日 午前10時~正午 福祉事務所相談室

▷家庭児童相談

毎週火・木曜日(5月5日は休み) 午前10時~午後3時

毎週土曜日 午前10時~正午 福祉事務所相談室

ブンブン号のじゅんかい日

▷4月16日・30日(木)

1:30~2:30 妙見東(中公園前)

3:00~4:30 南星台公園

3:00~4:30 星田山手1丁目

▷4月21日(火) 5月12日(火)

1:30~2:30 妙見坂W-3棟前

1:30~2:30 倉治法務省宿舎

3:00~4:30 郡津3丁目

3:00~4:30 森南3丁目

▷4月26日(日)

10:00~11:30 星田山手3

丁目

1:30~3:00 私市山手B集会所前

1:30~3:00 水道局正門前

3:30~4:30 私市会館前

3:30~4:30 妙見口(バス停前)

藤が尾図書分室

▷毎週水曜日(4月29日は休み)

1:30~4:30 藤が尾会館

郡津図書分室

▷毎週土曜日

1:30~4:30 交野会館

国民健康保険料

国民年金保険料

▷4月27日(月)

9:30~10:15 寺集会所

10:45~11:30 郡津公民館

1:30~3:00 星田市民セ

▷4月28日(火)

9:30~10:45 教育文化会

館

1:30~3:00 福祉センタ

保健衛生だより

問い合わせ先 ▶印は四条

畠保健所(☎ 0720-78-1021) ▶印は社会課

▶離乳食講習会

5月13日(水) 午後1時30分

~3時 星田市民センター

▶妊婦教室

5月6日(水)....映画『新うぶ声高く』妊娠中の栄養と日常生活 産後の家族計画

5月13日(水)....妊娠中の精神衛生 正しい妊娠の知識 出産準備 映画『安産教室』

5月20日(水)....妊娠中の歯科衛生 赤ちゃんの保育 衣類ともく浴

時間.....いずれも午後1時30分~3時

場所.....保健センター

▶3か月児検診

4月22日(水) 星田市民セン

ター 5月12日(火) 保健セ

ンター 午後1時30分~3時

母子健康手帳必要

▶3歳児検診

5月14日(木) 午後1時30分

~3時 保健センター 対象

は53年4月、5月生まれの幼児 母子健康手帳必要

▶1歳6か月児健康診査

4月21日(火) 午後1時~2時30分 保健センター 母子

健康手帳と筆記用具必要 対象児の父母には通知します

▶日曜診療

毎週日曜日 午前10時~正午 保健センター

▶夜間急病センター

毎週土・日曜日・祝日 午後6時~9時 交野病院内急患

用診療室

たばこは



市内で
買いましょう